院外処方箋における疑義照会事前合意プロトコル合意書

一般社団法人呉市医師会　呉市医師会病院（以下当院）と
保険薬局名称（保険薬局 記載）〔　　〕は、

呉市医師会病院発行の院外処方箋に係る疑義照会の運用について以下の通り合意書を締結する。尚、保険薬局での処方の変更は、患者が不利益を被らないよう、患者に対して十分な説明と同意を得たうえで行うこととする。

1. 院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について
当院の「院外処方箋における疑義照会事前合意プロトコル」（別紙）に挙げる疑義照会不要例については、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

〔参考 ： 薬剤師法第 23 条 第 2 項〕
薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

2. 運用開始日について
年　　月　　日から運用を開始する。（当院記載）

3. 合意の解除及び内容の変更について
本合意の解除及び内容の変更については、必要時に協議を行う。

4. 合意の証として証書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

以上

年　　月　　日
住所 広島県呉市朝日町 15-24
名称 一般社団法人呉市医師会 呉市医師会病院
代表者 院長 先本　秀人　　印

年　　月　　日
住所
名称
代表者　　印